二　甲種研究栽培者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	四・五〇アール
茨城県つくば市	三・〇四アール
東京都小平市	一・五〇アール
長崎県長崎市	〇・一〇アール
鹿児島県熊毛郡中種子町	〇・七五アール

○厚生労働省告示第三百十六号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成三十年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十二万六千百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○農林水産省告示第千五百号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項、第九条第二項、第十一条第一項、第十五条第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項第一号、第二十六条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づき、平成二十九砂糖年度に係る同法第三条第一項の砂糖調整基準価格、同法第九条第一項第一号の指定糖調整率、同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五条第一項第一号の異性化糖調整率並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額並びに平成二十九でん粉年度に係る同法第二十六条第一項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一条第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、同法第三条第四項（同法第九条第四項、第十五条第四項、第二十六条第三項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第五項及び第二十四条第三項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五三、二〇〇円

二　指定糖調整率　百分の三七・〇〇

三　異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七七、八二二円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、一七二円）

四　異性化糖調整率　百分の一五・七七

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき二五、六四七円（ただし、同項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二五、六四七円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。）

六　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき一、七三四円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二八円）

七　でん粉調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五四、九〇〇円

八　指定でん粉等調整率　百分の五・三二九

○農林水産省告示第千五百一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき、平成二十九砂糖年度に係る国内産糖交付金及び平成二十九でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　てん菜を原料として製造される国内産糖

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一七、五六四円

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖

(一)　鹿児島県

1	種子島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	五〇、〇四〇円
2	奄美大島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	七九、七七〇円
3	喜界島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	五一、四五九円
4	徳之島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	四七、六五七円
5	沖永良部島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	六〇、五六五円
6	与論島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	九二、八八七円

(二)　沖縄県

1	沖縄本島において製造されるもの（2に掲げるものを除く。）	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	四七、七一八円
2	沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	三八、七一八円
3	伊是名島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	一〇九、九七九円
4	久米島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	七四、〇一九円
5	南大東島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	八七、四三〇円
6	北大東島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	一二五、四七六円
7	宮古島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	四八、二二四円
8	伊良部島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	七〇、一一八円
9	石垣島において製造されるもの	
	正味一、〇〇〇キログラムにつき	六四、〇八一円

三　ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一七、七三一円

四　かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉

正味一、〇〇〇キログラムにつき　三七、四六〇円

○国土交通省告示第八百七十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道	伊那市西町二六九番五三から同市西町二六九番三四まで	平成二十九年九月三十日十五時
西宮線		